

J R 東海労幹関西地「申」第1号  
2 0 2 3 年 9 月 4 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 白井 俊一 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 笹田 伸治

### 「基本的な労使関係等」に関する申し入れ

8月28日、第29回 J R 東海労働組合新幹線関西地方本部定期大会を開催した。今大会において会社の姿勢等に対する多くの不満・疑問の声が出された。労働組合としてこの間、問題解決に向け真摯に会社と協議してきたが、未だに解決しなければならない問題が山積している。

これまでの貴関西支社の姿勢を改め、対等で健全な労使関係を構築し、職場に山積している問題の解決に向け労働組合の指摘や申し入れを真摯に受け止め改善することを強く求める。

よって下記のとおり申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

### 記

1. 団体交渉並びに業務委員会については「申し入れ」後、速やかに開催すること。
2. 団体交渉並びに業務委員会の開催拒否を行わず、申し入れた全ての項目について団体交渉並びに業務委員会を開催すること。
3. 経営協議会並びに業務委員会の委員については、労働協約に則り原則通りに指定すること。
4. 組合員の苦情申告票による苦情処理会議は、誠意をもって全て開催すること。
5. 安全の確保は鉄道で働く者にとって最大の命題であり、労使間においても同様であることは疑いようがない。安全の確保のためには労使の協力は不可欠と認識する。よって事故や故障が発生した場合、組合に速やかに概況や状況についての情報等を明らかにし安全の確立に向けての労使協議を行うこと。

6. 本人の同意のない強制出向は、直ちに止めること。
7. 関連会社における勤務の取扱いに不備が散見される。また、専任出向組合員の就労条件でJR本体と比較して、実際に不利益が生じている。今後、勤務の取り扱いの不備及び、就労条件の不利益が生じないように指導すること。

以上